



U.S. DEPARTMENT of STATE

CONSULAR ELECTRONIC APPLICATION CENTER

Online Nonimmigrant Visa Application (DS-160)

Confirmation



下記の方の非移民ビザ申請書が提出されました：



入力した名前： HIRAMATSU, NOBUYOSHI
 生年月日： 06 JAN 1995
 出生地： NAMERIKAWA, JAPAN
 性別： Male
 国籍： JAPAN
 パスポート番号： MU4165566
 号：
 渡航目的： EXCHANGE VISITOR (J1)
 作成完了日： 14 JUN 2016
 確認番号： **AA0063H61K**

選択した申請地：

TKY
Visa Branch, Consular Section
U.S. Embassy Tokyo
1-10-5 Akasaka, Minato-ku
Tokyo 107-8420, Japan

Version 01.02.02

これはビザではありません

注：ビザ申請の最初の手続きはDS-160オンライン申請書を電子提出することです。そして次のステップは、ビザ申請予定の大使館・領事館のホームページを確認することです。い。[大使館または領事館](#) ほとんどのビザ申請者は、面接の予約をする必要がありますが、中には面接免除でビザを更新できる方もいます。[大使館または領事館](#) 情報には、面接の予約、申請書類の提出、その他によくある質問に関して、その申請地独自の具体的な指示が含まれている場合があります。

提出書類： 申請手続きの全段階を通じて、この確認ページと次の書類が必要です：

パスポート；SEVIS登録およびSEVIS料金支払いの証明；DS-2019；DS-7002(インターンまたは研修生の場合)

また、他に申請に役立つと思われる書類があれば提出してください。



Instructions

面接の際には、鮮明で読みやすいバーコードが付いた確認ページを提出しなければなりません。現時点ではプリンタ接続がなく印刷出来ない場合は、確認ページをEメールアドレスに送るというオプションを選択してください。自分用の記録として申請書を印刷またはEメールで送ることもできます。面接時に、申請書を印刷して提出する必要はありません。

ビザ申請料金および申請に伴うその他の料金が支払済みであることの証明を提出する必要がありますのでご注意ください。ビザ申請プロセスに関連したその他の料金があるかもしれません。あなたが支払うべきその他の料金については 相互規定一覧表を確認してください。

さらに質問がある場合、または大使館・領事館への連絡方法については、次のウェブサイトをご覧ください。

<http://japan.usembassy.gov/e/visa/tvisa-niv-ceac-faq.html> または <http://travel.state.gov>.

あなたが申請しているのはF,M,Jビザです。同じプログラムに戻らない場合、および/または学生の資格を失っている場合は、SEVIS料金を支払う必要があります。(支払方法は <http://www.ice.gov/sevis/>) 面接時にSEVIS費用支払い証明書を持参しなければなりません。この料金は少なくとも面接予約日の3営業日前までにお支払いください。

注：面接免除の場合を除き、領事の前で指紋を採取するというバイオメトリック署名により申請書にサインすることが求められます。このバイオメトリック署名の提出により、あなたがビザ申請書の質問を読み理解したこと、そしてその全ての記述内容はあなたが回答したものであり、あなたの知る限りまた信じる限りにおいて真実かつ完全であることを、偽証罪の適用を受ける条件の下で証明します。さらに、ビザ面接時には、申請書の全ての記述内容および面接中の全ての供述は、あなたの知る限りまた信じる限りにおいて真実かつ完全であることを、偽証罪の適用を受ける条件の下で承認することが求められます。

あなたが申請書に電子署名を行った日は 14-Jun-2016 06:31:49 (GMT-05:00). 法律で例外が認められていない限り、たとえあなた以外の人が代わりに申請書を作成した場合でも、あなたご自身が申請書に電子署名をする必要があります。電子署名は、あなたが申請書に記載されている質問を読み、理解し、そしてあなたの回答があなたの知る限り、また信じる限りにおいて真実、かつ正確であることを証明します。虚偽や誤解を招くような供述がなされた申請書の提出は、ビザの永久却下や米国への入国拒否という結果を招くことになります。この申請書上の全ての供述は偽証罪の適用を受ける非宣誓供述書です。 (28 U.S.C. 1746)

申請書に記載されたあなたの情報や、申請書と共に提出された他の情報は、法施行や移民法を実施する目的も含め、その情報の使用を法的に認められる他の政府機関や法的機関によってアクセスされる可能性があります。あなたのビザ申請に際し採取された指紋は、連邦捜査局（FBI）の次世代認識システム（NGI）及びその後継システム（民事、刑事、その他の潜在的指紋データベース）への照合に使われる可能性があります。申請書と共に提出された写真は、雇用の確認あるいは他の米国法律上の目的のために使用される可能性があります。